

入札説明書

令和7年1月7日に公告した下記案件の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

■ 入札に付する事項

- (1) 件名：令和6年度パソコン等機器類売却
詳細は別紙「令和6年度パソコン等機器類売却仕様書」のとおり
- (2) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

■ 質問疑義照会書（様式1）の提出

- (1) 提出期限：令和7年1月14日（火） 正午まで（電子メールで提出）
- (2) 提出先：「8 問合せ先」に定める問合せ先
- (3) 回答：令和7年1月15日（水）に、那覇市HPへ掲載する。

■ 競争入札参加資格確認申請書（様式2）の提出

- (1) 提出期限：令和7年1月17日（金） 正午まで
（平日9時～17時15分 ※ただし、12時～13時を除く）
- (2) 提出先：「8 問合せ先」に定める問合せ先
- (3) 回答：令和7年1月21日（火）に、電子メールにて申請した全事業者へ回答する。

■ 入札の日時・場所

- (1) 日時：令和7年1月24日（金） 13時30分
- (2) 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所6階（602会議室）
※郵送による入札は認めません。

1 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 予定される第三者が、当該入札に参加しようとする複数の応札者間で重複していないこと。重複して申請している場合は、当該入札への参加を認めない。
- (8) 古物商免許の資格を有すること。

2 入札参加資格の確認申請

上記「1 入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、下記提出書類を提出してください。

(1) 提出書類 :

	資料名	備考
A	競争入札参加資格確認申請書 (様式 2)	
B	古物商免許の写し	
C	会社概要 (様式 3)	C~K については、那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしているものは省略可。
D	誓約書 (守秘義務) (様式 4)	
E	誓約書 (暴力団等) (様式 5)	
F	使用印鑑届 (様式 6)	
G	印鑑証明書	
H	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	
I	市町村税納税証明書 (滞納のない証明書)	
J	消費税納税証明書 (滞納のない証明書)	
K	財務諸表	

(2) 提出期限 : 令和 7 年 1 月 17 日 (金) 正午まで
(平日 9 時~17 時 15 分 ※ただし、12 時~13 時を除く)

- (3) 提出方法 : 直接持参又は電子データによる提出。
(電子データ提出の場合は原本を郵送とし、令和7年1月20日(月)までに必着とする。FAXは不可。)
- (4) 提出先 : 「8 問合せ先」に定める問合せ先
- (5) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」、又は「競争入札参加資格不認定通知書」を令和7年1月21日(火)に電子メールにて通知します。
- (6) 申請書を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。
- (7) その他
- ① 上記申請書の作成、提出に係る費用は、申請者が負担して下さい。
 - ② 提出された申請書を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しません。
 - ③ 提出された申請書は返却しません。
 - ④ 提出期限後における申請書の差し替え、再提出は認めません。

3 入札保証金納付申請書の提出

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を納める必要があります。入札保証金を納める者は入札保証金納付書の発行を行いますので「入札保証金納付申請書」(様式9)を提出してください。

ただし、那覇市契約規則第8条に該当し、入札保証金の免除を受けようとする者は、それに係わる関連書類(契約書の写し等)を提出すること。

- (1) 提出期限 : 令和7年1月17日(金) 正午まで ※土日祝祭日を除く
- (2) 提出方法 : 直接持参又は電子データによる提出。
(電子データ提出の場合は原本を郵送とし、令和7年1月20日(月)までに必着とする。FAXは不可。)
- (3) 提出先 : 「8 問合せ先」に定める問合せ先

4 入札及び開札

- (1) 入札
 - ① 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければなりません。
 - ② 入札参加者は、所定の「入札書」(様式7)に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

- ③ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- ④ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の「委任状」(様式 8) に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑥ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑦ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってははいけません。
- ⑧ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- ⑨ 郵便による入札は認めません。
- ⑩ 入札執行回数は、3 回までとします。

(2) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- ① 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき。
- ② 委任状を持参しない代理人が行ったとき。
- ③ 日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき。
- ④ 記名押印（代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印（認印可））を欠いたとき。
- ⑤ 入札書の表記金額を訂正したとき。
- ⑥ 入札書に入札金額や¥マークの記載がないとき、又は当該金額が分明でないとき。
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑧ 明らかに談合と認められるとき。

⑨ 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき。

⑩ その他入札に関する条件に違反した入札。

(4) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

(5) 落札者の決定

① 落札者は、本市の予定価格以上で、かつ最高金額をもって入札した者としてします。

② 落札者となるべき同価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者のうち、最高金額をもって入札した者を落札者とする事ができる。

(6) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(7) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(8) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

5 落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

6 契約保証金

市と契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、那覇市契約規則第30条に該当する場合は免除する場合があります。

7 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な関係書類等を提出しなければなりません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22法律第67号）、同施行令（昭和22政令第16号）、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

8 問合せ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階
那覇市 企画財務部 情報政策課 : 安村、嘉手川、久高
電話 : 098-861-0350 FAX : 098-862-0619
E-Mail : M-JYOH0002@city.naha.lg.jp
※@の前の「JYOH0」は英字、「002」は数字。